

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年3月2日	不動産番号	0118000621325
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在	葛飾区四つ木五丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1745番5	池沼	45		1745番2から分筆 〔昭和52年6月30日〕	
余白	宅地	45	17	②③昭和53年2月28日地目変更 〔平成5年10月4日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成5年9月16日 第58561号	原因 平成5年9月16日売買 共有者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 持分10分の6 橋 本 昌 敏 葛飾区東堀切一丁目21番5号 10分の4 橋 本 ナ ツ 順位4番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成14年11月21日 第80918号	原因 平成9年3月12日住所移転 共有者橋本昌敏の住所 葛飾区東堀切一丁目19番18号
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	橋本ナツ持分全部移転	平成23年10月3日 第62199号	原因 平成23年1月5日相続 共有者 葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の4 橋 本 健 児
3	橋本昌敏持分全部移転	平成28年4月8日 第23239号	原因 平成27年7月20日相続 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目19番18号 持分10分の6 橋 本 健 児
4	所有権移転	平成28年6月13日 第37824号	原因 平成28年5月31日売買 所有者 東京都葛飾区東堀切一丁目21番5号 株式会社ファミリーツリー
5	所有権移転	令和7年3月14日 第15069号	原因 令和7年3月14日売買 所有者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株 式 会 社 ス マ イ ル エ コ 会社法人等番号 0114-01-0112

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K12323 (1 / 1)

1 / 3

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			95

権利部(乙区)(所有権以外の権利に関する事項)

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	根抵当権設定	平成5年9月22日 第59946号	原因 平成5年9月22日設定 極度額 金2,000万円 債権の範囲 銀行取引 手形債権 小切手債権 債務者 葛飾区東堀切一丁目21番5号 橋本昌敏 根抵当権者 千代田区九段南一丁目3番1号 株式会社さくら銀行 (取扱店 お花茶屋支店) 共同担保 目録(ウ)第9105号 順位3番の登記を移記
付記1号	1番根抵当権移転	平成14年11月21日 第80919号	原因 平成13年4月2日合併 根抵当権者 千代田区有楽町一丁目1番2号 株式会社三井住友銀行 (取扱店 お花茶屋支店)
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年3月2日
2	1番根抵当権抹消	平成14年11月21日 第80920号	原因 平成14年11月21日解除
3	抵当権設定	令和7年3月14日 第15070号	原因 令和7年3月14日金銭消費貸借同日設 定 債権額 金2,200万円 利息 年2・650%(年365日の日割計算) 損害金 年18・00%(年365日の日割計 算) 債務者 東京都板橋区赤塚五丁目5番5号 株式会社スマイルエコ 抵当権者 東京都墨田区東向島二丁目36番1 0号 東京東信用金庫 共同担保 目録(ハ)第6582号

共同担保目録

記号及び番号	(ハ)第6582号	調製	令和7年3月14日
番号	担保の目的である権利の表示	順位番号	予備
1	葛飾区四つ木五丁目 1745番5の土地	3	余白
2	葛飾区四つ木五丁目 1745番15の土地	3	余白

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K12323 (1/1) 2/3



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

(東京法務局城北出張所管轄)

令和7年4月14日

東京法務局新宿出張所

登記官

嶋田明彦

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づき、
登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 K12323 (1/1)



3/3